

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月12日
【会社名】	ソーシャルワイヤー株式会社
【英訳名】	SOCIALWIRE CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 峰之
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋 1 丁目 1 - 13 アーバンネット内幸町ビル 3 階
【電話番号】	03-5363-4872
【事務連絡者氏名】	管理部 経営企画 G r 部長 門脇 貴志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋 1 丁目 1 - 13 アーバンネット内幸町ビル 3 階
【電話番号】	03-5363-4872
【事務連絡者氏名】	管理部 経営企画 G r 部長 門脇 貴志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の特定子会社の異動を伴う事項がございましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

・ Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited.

名称 : Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited.
住所 : Unit L12A-1-5, Vincom Center B, 72 Le Thanh Ton Street District1, Ho Chi Minh City, VIETNAM
代表者の氏名 : Director 庄子 素史
資本金 : USD 815,000
事業の内容 : シェアオフィス事業

・ Crosscoop (Thailand) Co., Ltd.

名称 : Crosscoop (Thailand) Co., Ltd.
住所 : 2 Jasmine City Building, 25th Floor, Sukhumvit Soi 23 (Prasarn Mit), Sukhumvit Road, Klong Toey Nue, Wattana, Bangkok 10110, Thailand PHILIPPINES #1227
代表者の氏名 : Director 庄子 素史
資本金 : THB 5,000,000
事業の内容 : シェアオフィス事業

・ MK1 TECHNOLOGY VIETNAM COMPANY LIMITED

名称 : MK1 TECHNOLOGY VIETNAM COMPANY LIMITED
住所 : ベトナム社会主義共和国ハノイ市Cau Giay区DuyTan通り VietAビル11F1125
代表者の氏名 : Director NGUYEN VIET BAO
資本金 : USD 89,864
事業の内容 : デジタルPR事業

・ アットクリッピング株式会社

名称 : アットクリッピング株式会社
住所 : 東京都新宿区新宿 2 丁目3番10号 新宿御苑ビル5 階
代表者の氏名 : 代表取締役社長 蜂屋 博司
資本金 : 40百万円
事業の内容 : デジタルPR事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

・ Crosscoop Vietnam Consulting Company Limited.

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数（出資金額）
異動前 : USD 815,000
異動後 : USD 815,000
総株主等の議決権に対する割合
異動前 : 84.9%
異動後 : 84.9%

・ Crosscoop (Thailand) Co., Ltd.

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数（出資金額）
異動前 : THB 5,000,000
異動後 : THB 5,000,000
総株主等の議決権に対する割合
異動前 : 49.0%
異動後 : 49.0%

. MK1 TECHNOLOGY VIETNAM COMPANY LIMITED

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数（出資金額）

異動前：USD 89,864

異動後：USD 89,864

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後：100.0%

. アットクリッピング株式会社

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：1,000個

異動後：1,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前：87.0%

異動後：87.0%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社が減資したことに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に
相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日：2025年7月31日（減資の効力発生日）

以 上